

# 令和7年度睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成制度実施要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という)の会員事業者に雇用されている運転者に対する睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という)のスクリーニング検査を促進するための助成金交付事業について、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止及び健康起因事故防止に寄与することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、栃ト協の会員事業者に雇用されている運転者とする。

(助成対象検査・医療機関)

第3条 助成対象検査・医療機関は、全日本トラック協会(以下「全ト協」という)・栃ト協が認めたSAS対策に積極的に取り組んでいる検査・医療機関とする。

2 会員事業者とは助成金を請求する時点で栃ト協に加入しているものをいう。但し、栃ト協会費等の未納ある会員は、その限りでない。

(助成の対象)

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第1次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)及び第2次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査)とする。

2 国等の補助金との併用の場合は、助成の対象としない。

(助成額)

第5条 助成金額は、次のとおりとする。

2 第1次・第2次検査費用。(上限5,000円/人)

但し、1人当たりの検査費用が5,000円を下回る場合は、その金額(1人当たり)を助成する。

(申請受付等)

第6条 申請受付は、原則として令和7年6月2日から令和8年3月2日まで随時行う。

2 助成限度額に達した時点で、受付は締切りとなる。

(助成適否の事前確認)

第7条 会員事業者は、助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に栃ト協の確認を得なければならない。

(検査の予約と申込み)

第8条 会員事業者は、前条の確認を得た後、「スクリーニング検査事前申込書」【様式1-1】(以下「事前申込書」という)を、栃ト協会長に提出する。

2 事前申込書を提出した会員事業者は、検査を受けようとする検査・医療機

関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第9条 会員事業者及び申込者は、検査にあたり「スクリーニング検査申込書兼委任状」【様式1-2】に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。

2 会員事業者は、申込者が「スクリーニング検査申込書兼委任状」の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付する。

3 「スクリーニング検査申込書兼委任状」の取扱いについては、検査・医療機関、会員事業者、申込者ともに、個人情報保護法に基づき目的外利用及び紛失、流出などないように充分注意すること。

(助成金の支払請求)

第10条 検査終了後の会員事業者は、「スクリーニング検査実績報告書」【様式1-3】を栃ト協に提出する。

2 会員事業者は、「スクリーニング検査実績報告書」提出にあたり、当該検査・医療機関の検査費用明細書（検査・医療機関発行の検査受診者の記載のある書類）の写し及び領収書の写しを添付する。

(助成金の交付)

第11条 第10条の請求事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第12条 全ト協及び栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、栃ト協より事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協及び栃ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協及び栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(雑 則)

第13条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

2 本要綱に記載のない事項については、全ト協と栃ト協が協議し対処する。

(付 則)

1. 本交付要綱は令和7年4月1日より適用する。